

論 説

ニュージーランドにおける人権の歴史（２）
——国際人権法からの検討——

山 本 英 嗣

- 1 はじめに
 - 2 英連邦諸国としてのニュージーランド
 - 2-1 イギリス植民地概説—形成過程と法的類型
 - 2-2 ニュージーランド憲法史概説

(以上前号)
 - 3 ニュージーランド憲法の法源論
 - 3-1 1986年憲法典法 (Constitution Act 1986)
 - 3-2 1990年ニュージーランド権利章典法 (New Zealand Bill of Rights Act 1990)

(本号)
 - 3-3 その他の立法
 - a) 1975年オンブズマン法 (Ombudsmen Act 1975)
 - b) 1982年情報公開法 (Official Information Act 1982)
 - c) 1993年人権法 (Human Rights Act 1993)
 - 4 マオリの人権—ワイタングィ審判所の動向を中心に
 - 5 ニュージーランドにおける国際法の影響
 - 6 終わりに
- (次号)

3-1 1986年憲法典法 (Constitution Act 1986) 続き

憲法改正に関する委員会からの法律案をもとに、議会によって幾つかの修正が加えられた。例えば、政権移譲について、同評議会は、「指名時に、その者が内閣の一員でない限りは、何人も大臣ないしは行政評議会のメンバーとして指名されない」と規定した1979年王室費法 (Civil List Act 1979) 第9条1項の検討が必要と判断した。しかし、結局は、この条文の

修正が提起され、1986年憲法典法第6条1項が、「その者が内閣の一員であり、あるいは指名に先立つ選挙で候補者であった場合、大臣の一員として指名できる」と規定するに至った。

1986年憲法法は、ニュージーランド憲法に重要かつ広範な改革をもたらしている。同法は、成文憲法を企図したものではなく、また、伝統的な意味における成文憲法を編纂しようとしたものでもない。同法が制定されたことにより、ほとんどの既存の憲法法は廃止された。いわば同法は、様々な政府組織を統合し、その構成と機能を明示し、その権限を規定したものと見える。また同法は、ニュージーランドの法を策定する内閣の権能を明確にし、ニュージーランドの要求と同意で法制化するイギリス内閣の権限を廃止している。

このように、1986年憲法典法は、単なるニュージーランド憲法の一つの法源にはとどまらず、非常に包括的な憲法的意義を含んでいたが、国民的な議論の盛り上がりには欠け、1987年1月1日に施行された⁽¹⁾。

その後1990年憲法改正法によって、1986年憲法法は改正され、①法務次官 (Solicitor-General) は、法務長官 (Attorney-General) の権能を遂行することができること、②暫定としての法務次官の指名ができること、③法務次官代理に対する一定の権限の委譲、の点が変更された⁽²⁾。

1986年憲法法 (Constitution Act 1986) は、全部で5章 (第1章「国王 (The Sovereign)」, 第2章「行政府 (The Executive)」, 第3章「立法府 (The Legislature)」, 第4章「司法府 (The Judiciary)」第4章「司法府 (The Judiciary)」) から構成されている。

(1) 第1章：国王 (The Sovereign；1条～5条)

同法第1章によれば、国王は、ニュージーランドの元首であり、国王の

(1) Morag McDowell and Duncan Webb, *The New Zealand Legal System* (4th Ed., LexisNexis 2006) pp. 135-140

(2) *Ibid.*, p. 137

ニュージーランドにおける代理として総督が指名される。また開封勅許状の有効性には全く影響せず、総督の指名と権限は、開封勅許状によって付与されることを規定している。同章では、総督に関する規定によって付与されたいかなる大権についても、国王によって行使されることを明示している。1999年の同法の修正は、総督に出席しない場合でも、行政評議会の助言で行動することができる、と改定された。加えて、行政長官は、総督が不在の場合、職務、任務、および権限を行使することができる。また国王の権限の継承が、摂政や国王が死亡した場合について規定している⁽³⁾。

(2) 第2章：行政府 (The Executive ; 6条～9 C条)

同法第2章では、どのように権限が次期の総選挙の際に委譲されるのかについて規定している。大臣および行政評議会を構成するメンバーは、原則、議員であること(第6条)、総督は、関連する省庁の中から議員が指名される(第8条)。

(3) 第3章：立法府 (The Legislature ; 10条～22条)

同法第10条では、議会の存在と継続性が規定され、正当な選挙で選出された内閣のメンバーを構成するとされる。さらには第11条では、内閣のメンバーは最初の忠誠の宣言(oath of allegiance)を行うことなしに、議会に着席する権限を与えられない旨が規定されている。また、議会は、ニュージーランドの国王及び代議員で構成され(第14条)、立法の全権を有し、この法律が施行されて以降は、イギリス法はニュージーランドで、法の一部として効力を有しない、とされた(第15条)。代議員を通過した法律案は、国王または総督が裁可し、署名した後に法律となる(第16条)。

同法22条では、1688年権利章典(Bill of Rights 1688)と1627年請願権(Petition of Right 1627)をもとに確立した原則を法制化したものである。徴税、公的資金の借入れと拠出については、制定法の下で行われなければ

(3) *Ibid.*, p. 138

ならないことが明示された⁽⁴⁾。

(4) 第4章：司法府 (The Judiciary ; 23条)

1908年最高法院法 (Judicature Act 1908) の効力が失われ、本法が代わりに効力を有するようになった。司法権の独立は本法により保護され、三権分立に従って、行政府からの介入を防いでいる。本法23条では、裁判官の罷免手続きについて厳格な規定を置いている。また本法24条では、裁判官の給与は、在任中、減額されることはない旨が規定されている⁽⁵⁾。

(5) 第5章：雑則 (Miscellaneous Provision ; 25条～29条)

雑則条項と付則では、一定のニュージーランド制定法を廃止し、1852年ニュージーランド憲法、1931年ウエストミニスター法、そして、1947年ニュージーランド憲法 (改正) 法を無効とした。1986年憲法法の重要な特徴は、一般的な制定法であり、議会の多数決によっていつでも改正、廃止することができる点にある。即ち、同法は、成文憲法のような、最高法規性を有してはいないことになる。

硬性憲法として性質は有していないものの、本法は、実質的な憲法的意義を有しており、民意と議会の広範な合意を反映している⁽⁶⁾。

3-2 1990年ニュージーランド権利章典法 (New Zealand Constitution Act 1990)⁽⁷⁾

(1) 経過⁽⁸⁾

権利章典は、成文化された憲法ではない。成文憲法は、政府組織制度や

(4) *Ibid.*, p. 139

(5) *Ibid.*, p. 139

(6) *Ibid.*, p. 139

(7) なお、本法律の正式名称は以下の通りである。

An Act -

(a) To affirm, protect, and promote human rights and fundamental freedoms in New Zealand; and

政府機関の相関関係に関連しているが、権利章典は国家機関による個人の人権を保護することを目的としている。後述するように、人権条約の影響、特に「市民の、政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) の影響を受け、憲法に取り入れられた。

ニュージーランド権利章典の概念は、1952年立法評議会の廃止に伴い、議会の抑制と均衡が検討されたことに始まる。1963年、国民党政権が提出した権利章典に関する法律案あり、カナダで採用された方式をとることであった。しかし、憲法改正委員会による反対もあり、提案は却下された。

その後、1985年のロンギ政権下において、ジェフリ・バルマー (Sir Geoffrey Winston Russell Palmer, KCMG, AC, SC, 1942年4月21日-) 卿を中心として権利章典法法案を含む白書『ニュージーランドのための権利章典』(A Bill of Rights for New Zealand) が偏さんされ、法律案として議会に提出された。

同法律案では、以下の3点がその特色として挙げられる。

①権利章典を「ニュージーランドの最高法規」と位置づけ、総議員の75% (4分の3) または国民投票の過半数の賛成がなければ改正、廃止できない。

②ワイトンギ条約を国の礎とし、権利章典に包含すべきである。

③裁判所に違憲審査権を付与し、コモン・ロー原理を無効であると判示し、権利章典に違反しているとして公式に訴えることも可能とする。

この法律案に対して、司法及び法律改革委員会は、権利章典は、硬性法としてではなく、一般法として導入されるべきであることも勧告された。

(b) to affirm New Zealand's commitment to the International Covenant on Civil and Political Rights

(8) 本稿における1990年ニュージーランド権利章典法についての概要は、主に、Morag McDowell and Duncan Webb, *op.cit.*, p141-143を使用した。また、Andrew Butler and Petra Butler, *The New Zealand Bill of Rights Act: A Commentary* (Wellington, LexisNexis, 2005), pp37-71.も参照した。

本法案では、基本的人権や自由権を含むものであったが、経済的・社会的権利の規定は盛り込まれなかった。

(2) 概要

1990年8月28日に成立した同法は、司法及び法律改革委員会の勧告に沿ったものとなっている。白書に盛り込まれていた権利章典案とは異なるものの、裁判所による権利章典法の文言解釈の範囲は拡大したといえる。

(3) 諸権利

同法の第2部では、具体的には以下の諸権利が規定された。

①人の生命と財産に関する権利：生命を奪われない権利（8条）、拷問、残虐な扱いに従属しない権利（9条）、合意のない医療および科学的実験を受けない権利（10条）、治療を拒否する権利（11条）

②市民的権利：選挙権（12条）、思想、良心、宗教の自由（13条）、表現の自由（14条）、平和的集会の自由（16条）、

③差別からの自由：性別、皮膚の色、人種による差別の禁止（19条）、少数者の権利（20条）

④不合理な搜索、逮捕、拘留からの自由：不合理な搜索と差し押さえからの自由（21条）、恣意的な逮捕・拘留をされない権利（22条）、逮捕、拘留された人の権利（23条）最小限の刑事的手続の基準（25条）

(4) 運用条項

(a) 同法は、立法、司法、行政部の行為のみに適用される。控訴院は、放送会社（私会社）に対しても、制定法（1989年放送法⁽⁹⁾）の義務のもとでは公的責任を負っているという理由により、権利章典が適用されると判示した。これは、3条（b）の範囲内の事案として妥当性があるとされた。1962年輸血法（Transport Act 1962）のもとで、医師が血中アルコールテストを実施するように、公的義務や制定法の機能の役割を果たしている者

(9) Broadcasting Act 1989

は、権利章典の適用対象となる⁽¹⁰⁾。

また高等法院の判決では、学童寄宿舎契約を打ち切るという理事の決定が、権利章典に違反するかが問われた事例がある。高等法院は、委員会が、無償教育を提供するための公的に法定された役割を有し、打ち切りは、権利章典法に違反すると判示した⁽¹¹⁾。高等法院で不当な家屋の捜索に関しての警察に対する原告の訴因を退けた事件では、控訴院は、救済条項の表現が存在しない場合でも、権利章典は、その違反に対して、効果的な救済がなされるべきであることを含んでいる、と判示している⁽¹²⁾。権利章典が個人間のコモン・ロー訴訟に適用されるかが争われたケースでは、コモン・ローの発展のみならず、コモン・ローの適用する際にも権利章典は有効であると判示した。これらのケースは、権利章典が個人的訴訟にも適用されることを示している。今後、コモン・ロー原理の発展が市民権を規定する際に、権利章典がどの程度の影響を及ぼすのかが問題となろう。

人権に関連する主要な法律は、1990年ニュージーランド権利章典法 (New Zealand Bill of Rights Act 1990) 以降、1975年オンブズマン法 (Ombudsmen Act 1975)、1982年情報公開法 (Official Information Act 1982)、1993年人権法 Human Rights Act 1993が挙げられる。以下、各法の制定経緯とともに、判例を紹介していく。

(未完)

(10) *TV3 Network Services Ltd v Everady New Zealand Ltd* [1993] 3 NZLR435.

(11) *M v Board of Trustee of Palmerston North Boy's High School* [1997] 2 NZLR 60

(12) *Simpson v Attorney-General (Baigent's case)* [1994] 3 NZLR 667.